

豊田市自転車利用環境整備推進会議規約

（目的）

第1条 「豊田市自転車利用環境整備推進会議」（以下「推進会議」という。）は、「豊田市自転車活用推進計画」（以下「計画」という。）の進捗状況や評価指標における効果などを把握し、計画内容の改善や施策の重点化を図りながら、継続的に計画を推進する。

（検討内容）

第2条 推進会議は、下記の内容について検討を行う。

- （１）計画の推進に関すること。
- （２）自転車利用環境整備の実施、評価に関すること。
- （３）その他自転車施策に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員で構成するものとする。

- 2 推進会議には会長を置くものとし、会長は豊田市建設部長をもって充てる。
- 3 推進会議には議長を置くものとし、議長は委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 議長は、推進会議の運営を総括する。

（推進会議の開催）

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が委員を招集し開催する。

（事務局）

第5条 事務局は、豊田市建設部建設企画課、建設部土木課、地域振興部交通安全防犯課、都市整備部交通政策課に置く。

- 2 事務局は、次の事務を行う。
 - （１）推進会議の開催に関すること。
 - （２）推進会議の記録に関すること。
 - （３）その他推進会議の運営に必要な事務に関すること。

（その他）

第6条 この規約に定めのない事項は、推進会議で協議することとする。

付 則

- この規約は、平成27年11月 4日から施行する。
この規約は、平成28年10月 4日から施行する。
この規約は、平成29年10月 3日から施行する。
この規約は、平成30年10月 3日から施行する。
この規約は、平成31年 3月15日から施行する。
この規約は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規約は、令和 3年 3月15日から施行する。
この規約は、令和 4年 3月15日から施行する。
この規約は、令和 5年 2月 7日から施行する。
この規約は、令和 6年 3月18日から施行する。
この規約は、令和 6年 8月21日から施行する。

豊田市自転車利用環境整備推進会議 委員名簿

所 属	備 考
大同大学 建築学部建築学科 都市空間インフラ専攻 教授 嶋田 喜昭	学識経験者
公益財団法人 豊田都市交通研究所	研究者
NPO 法人 市民・自転車フォーラム	道路利用者
一般社団法人愛知県トラック協会 豊田部会	交通事業者
名鉄バス株式会社 豊田営業所	交通事業者
豊栄交通株式会社	交通事業者
愛知県タクシー協会 豊田支部	交通事業者
豊田商工会議所 女性会	道路利用者
トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室	企業代表
県立高等学校西三河北地区校長会 愛知県立豊田工科高等学校	学校関係者
豊田市交通安全学習センター	安全教育事業者
一般社団法人ツーリズムとよた	観光関係者
国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所	道路管理者
愛知県警察 豊田警察署 交通課	警察機関
愛知県豊田加茂建設事務所 道路整備課	道路管理者
愛知県豊田加茂建設事務所 維持管理課	道路管理者
豊田市教育委員会 教育部学校教育課	学校関係者
豊田市 地域振興部	意識づくり担当
豊田市 都市整備部	仕組みづくり担当
豊田市 建設部	空間づくり担当